

## 研究発表要旨

裁判と称賛から考える、ユリウス＝クラウディウス朝期の元老院の従属性  
—— グナエウス・ピソの裁判の分析を中心に ——

逸見 祐太

ユリウス＝クラウディウス朝期の元老院は、皇帝に従属していたというのが定説となっている。そして、そうした元老院の従属性を示す根拠の一つが、裁判だとされてきた。じっさい重大な政治事件の裁判において、元老院はしばしば苛烈な判決を出している。その理由は、R.J.A.Talbertによると、元老院が皇帝の圧力を受けて、彼に有利な形で裁判を行わざるを得なかったことに求められるという。だが1980年代後半になって、グナエウス・ピソの裁判の判決を記した碑文が発見され、裁判研究の視野が広がった。裁判とはそれ単体で完結するものではなく、称賛なども含む、複合的な営みであることが明白になったのである。じっさいピソの裁判の判決では、被告人ピソが当時の皇帝ティベリウスの養子ゲルマニクスを毒殺し、国家に反逆したとして糾弾されるとともに、皇帝一族への称賛が行われている。

このような史料に基づいて、ピソの裁判は、皇帝一族への称賛と不可分の関係にあったという説が、W.Eck たちによって出されている。彼らの説によれば、ゲルマニクスの毒殺は、じっさいには皇帝がピソに指示したものであったという噂が広まる中、元老院はすべての責任をピソに押し付けるいっぽうで、称賛によって皇帝の潔白を印象づけるよう強いられたのだという。しかし Eck たちの研究には、次のような問題点が指摘できる。それは Eck たちが、せっかく裁判と称賛を一緒に分析しておきながら、結局は元老院の皇帝政治への貢献ぶりを描いて満足し、元老院の皇帝への従属性については、彼らは十分な議論もないまま、半ば自明のものとしている点である。

だが元老院は、本当に皇帝に強いられて、彼のためにピソの裁判と皇帝一族への称賛を行ったのか。こうした関心のもと、ピソの裁判史料を改めて分析することで、元老院の従属性に関する従来の見方を再考したい。そのために、まずピソの裁判前になされた皇帝の演説(Tac. *Ann.* 3.12)と、元老院の判決とを比較して、皇帝の意向と元老院の対応には、食い違いもあることを示す。

また Eck たちは、分析対象をゲルマニクスの死の前後に限定しており、他の時代の事例との関連を十分に考慮していない。しかし、たとえば島田誠氏はピソの裁判を、共和政期から続く「記憶の形成」という慣習の延長線上に位置づけ、当該裁判の新たな側面に光を当てることに成功している。こうした島田氏の方法を踏襲しつつも、本報告ではピソの裁判後に、皇帝一族への称賛の一環として元老院で提案された Mars Ultor への奉納の方に目を向けたい(Tac. *Ann.* 3.18.2)。これまでこの提案はあまり注目されてこなかったが、Mars Ultor への奉納は、ユリウス＝クラウディウス朝期全体で繰り返し確認でき、重要な政治行為だと言える。そうした奉納の分析を通じて、元老院によるピソの裁判には、単なる皇帝への忖度や追従以外の側面もあったことが、明らかになると思われる。これらの分析をもとに、元老院の主体性を見出す糸口をつかむことを目指したい。

本報告の目的は、アリストテレスの責任の定義を整理しなおし提示することにある。アリストテレスの考える行為者は、自発的な行為に対して責任を負う。『ニコマコス倫理学』(EN)第3巻第1章において、アリストテレスは、自発的な行為とは、「私たち次第」(ἐφ' ἡμῖν)で、その始点(ἀρχή πράξεως)が私たちのうちにあり、私たちがそれを支配する力を持っており、私たちがその原因(αἰτία)であるような行為であると考察している。このように第一義的には、アリストテレスの責任は因果的責任を指す。そして、アリストテレスは、行為の始点が私たちのうちにある行為が賞讃と非難の対象になるという。たとえば賞讃については、EN第1巻において、為される行為の結果によって善き人とその徳が賞讃されると説明している。アリストテレス倫理学においては、行為のみならず行為者の性格の徳が賞讃される。すなわち、性格と行為は直結している。このことから、アリストテレスの責任は道徳的責任であると通常考えられている。ただし、それは私たちの考える道徳とは距離があることを認識する必要がある。たとえばS. S. Meyerは、性格の徳から生み出される行為や感情に道徳的に責任がある点は認めつつも、アリストテレスの賞讃の説明が道徳的責任についての現代の想定を承認するものではないと留保をつけて論じている(Meyer, S. S. 2011. *Aristotle on Moral Responsibility*. Oxford)。

一方、賞賛・非難と因果的責任との分離を行っているのがJ. M. Cooperである(Cooper, J. M. 2013. “Aristotelian Responsibility.” *OSAP* 45: 265-310)。Cooperは、行為者が何か責任あることを行った結果、為したことに對して当然賞讃・非難されるのであり、責任ある行為の良し悪しによって、その行為が当然賞讃・非難されるわけではないと主張し、行為の責任と賞讃・非難とを切り離した。Cooperは『エウデモス倫理学』(EE)第2巻第6章において、アリストテレスが子どもや動物は自発的な行為をするものではないと考えて、責任を大人にのみ限定している点に着目する。そして、アリストテレスはEN第3巻第1章で子どもや動物も自発的な行為を行うとしつつ、EN第3巻第5章で大人に限定して責任の確立を行っているCooperは分析している。本報告では、EN第3巻第1章・第5章とEE第2巻第6章を対照させて検討することで、Cooperの議論を追う。アリストテレスの責任は、賞讃と非難という表現を手掛かりに道徳的責任と明言すると誤解を生みかねないが、単純に因果的責任だけとも言い切れない。その道徳性の担保について検討する。

オスティアの「数字」グラフィッティ  
—Case a Giardino の事例を中心に—

奥山広規

グラフィッティ(graffiti)といえば、「引っ搔かれたもの」を意味し、素早く、手軽に、そして自発的になされるものである。意味のない、あるいは意味を(我々が)理解できないものも多いが、それを日常性が故と捉えるならば、当時の人口の大半を占めていながらも研究の俎上にのせることが困難な庶民層の実態に迫る可能性をもつ稀有な研究資料である。ポンペイに代表されるヴェスビオ関連遺跡での研究がよく知られているが、報告者は、帝都ローマの外港であったオスティアを舞台に、「庶民」研究や都市研究への貢献のみならず、ポンペイの事例のみで語られがちなグラフィッティという資料への理解や知見を広げるため、その第一歩として、2017年以来グラフィッティの現地調査に取り組んでいる(奥山広規、「2017年度オスティア・アンティカ遺跡グラフィッティ調査報告」、『西洋史学報』第45号、79-102頁、2019年など)。

本報告では、調査成果を基に、オスティア・グラフィッティの中でも「数字」について論じる。「数字」は、極めて数が多く、「文字グラフィッティ」・「図像グラフィッティ」につづく第3のカテゴリーに位置付ける研究者もいるものの(Varone, A., *Iscrizioni parietali di Stabiae*, Roma, 2020)、ほとんどが単純なもの(縦線(つまりI=1)の連続からなるもの)であるがゆえか、研究の対象にされず、記録される段階ですらほとんど無視されてきたとあってよい。これはオスティアにおいても同様であり、実際、オスティア全体の「数字」79点中65点は報告者が「新出グラフィッティ」として刊行したものである。

しかしながら、オスティアには、この「数字」こそ重要となる遺構がある。オスティアで最もシステムティックな造りで名高いCase a Giardino「庭園集合住宅」(III, ix)がそれであり、最も多くの「数字」が見い出され(オスティア全体の79点中この遺構で39点)、他の遺構には見られない数行にも亘る事例をも有している(例えば、区画番号⑰-5の西壁には、床から106cmの場所に長さ3cmで、28~30cmの幅の間に25~40の「縦線」がある)。

この遺構についての文字情報は、文献史料はもとより碑文ですら皆無のため、建築学的な研究が専らなされてきた。そのため、多くが単なる「縦線」(遺構総数74点中39点、そのうち33点が「縦線」)であるといえども、新たな角度からこの集合住宅を考察できるのである。具体的には、他遺構の「数字」にも目を配りながらこの遺構に「数字」が刻まれた意味や果てしていた機能を掘り起こすことで、グラフィッティに関係づけられる居住者・往来者を推定し、この構造体自体の用途にも踏み込みたい。これは、グラフィッティを体系的に用いる今後のオスティア研究に対する展望となろう。そして、グラフィッティ研究に対しては「数字」の有用性を提示するものとする。

アウグストゥス帝の治世下における文化芸術の興隆は広く知られており、それは壁画の様式の変化、都市ローマにおいて様々な建造物が建てられたこと、あるいはマエケナスによる文人への支援などを根拠として語られることが多い。本研究発表は、この文化芸術の発展に庭園文化が生まれたことも加えられるのではないかと論じるものである。

大プリニウスによると、第三次ミトリダテス戦争の折にルクッルスがチェリーの木を持ち帰ってきたという。また、大ポンペイウスが前 61 年に東方での軍事遠征を終えてローマに凱旋した際には、捕虜や戦利品だけではなくコクタンの木が引き回された。同様のことは後 71 年にもあり、ユダヤ戦争後に帰還したウェスパシアヌス帝とその後継者たるティトゥスの凱旋にはバルサムの木が登場した。これらの木々の中には、征服された地域を象徴するものもあったため凱旋時に引き回されたのである (Marzano (2014 & forthcoming))。特定の植物とイデオロギーとが結びついた事例は多くはないものの、それまでローマで存在しなかった多くの植物が東方遠征の後に戦利品として持ち帰られた結果、前一世紀半ば以降、イタリア半島では植物の種類が増えることとなった。

このような植物の種類増加の約半世紀後になると、古代ローマの庭園壁画が登場する。現存する最も古い事例は先述のマエケナスが所有していた Horti Maecenatis にある Auditorium の壁画で、そのほぼ同時代のものとしてローマ近郊にあり、アウグストゥス帝の妻リウィアが所有していたとされる Villa of Livia at Prima Porta の庭園描写がある。これに続いてポンペイやその近隣の都市の住宅・別荘で発見された庭園壁画、そしてエフェソスの Hanghaus 2 の庭園描写が挙げられる。これを時代順に並べてみると、前一世紀末に都市ローマにおいて描かれるようになった庭園描写が、ポンペイでは後一世紀前半ごろに、エフェソスでは後二世紀に描かれるようになったということになる。

このほかにも、農業生産力を向上させるため、あるいは視覚的に美しい庭園を造るための庭園技術もまた前一世紀ごろになると向上し、大プリニウスによると、「アウグストゥスの友人にして騎士階級身分のガイウス・マティウスが 80 年前に木々を刈り込む技術を見出した」とされる (Plin. NH 12.13)。また、水道は既に各都市で整備されていたが、個人の住宅にまで水が引かれるようになった。このことが、庭園壁画に必ずと言ってよいほど見られる噴水の描写からも読み取れるだろう。

このように、庭園の植生・造形に関連した変化が前一世紀から後一世紀に生じていたのは疑う余地がなく、それまでローマにはなかった「庭園文化」が形成されつつあったことを史料・考古学的資料は示している。本発表では古代ローマの庭園が前一世紀末以降に発展した点について具体的な事例をもとに検討する中で、アウグストゥス帝期の文化芸術の興隆の一つとして庭園文化を位置付けることを模索したい。

## ソポクレス『コロノスのオイディプース』とエリーニュース

小林 薫

ソポクレス『コロノスのオイディプース』(S. OC) がオイディプース (O.) にまつわる多種多様な伝承から、どのような既存のバリエーションを取捨選択し、あるいは新しいバリエーションを提示しているのか、見定めることは困難である。本発表はまず、老年の O. がアッティカのコロノスのエリーニュース (Er.) の聖域に辿り着き、そこで最期を迎えるという OC の展開について、既存の伝承との関係を整理し、検討を試みる。第一に、ラブダコス家にまつわる伝承の、特に近親殺・近親婚といった血縁関係をめぐる禁忌に関わる要素に、Er. がホメーロス以来、世代を超えて「取り憑いて」おり (e.g. *Od.* 11. 271ff., *Thebais* fr. 2. 8, *P. Ol.* 2 39ff., *Hdt.* 4. 149, *Paus.* 9. 5. 14f.)、これが OC でも前提とされていること、第二に、O. の埋葬地に関して諸説認められる (テーバイ (e.g. *Il.* 23. 677ff., *Od.* 11. 271ff.)、エテオーノス (*Lysimachus*, *Thebaika* 13 = *Sch. ad S. OC* 91)、アテーナイ (*E. Ph.* 1703-7?, *Paus.* 1. 28. 7, *id.* 1. 30. 4)) 中で、OC ではコロノスが採用されていることを確認する。

その上で、テーバイ伝説と関係の深い Er. の、しかしアッティカに位置する聖域に O. が受け入れられ最期を迎えるという OC の設定が示唆するところを、第四エペイソディオンのポリュネイケース (P.) の嘆願と O. による拒絶の場面 (1249-1446) を中心に考察する。この場面では、O. の息子たちに対する呪いとその成就者としての Er. (1299)、またこれが引き起こす兄弟同士の諍いといったテーバイ伝説の諸要素が、テーバイからコロノスに場を移して言葉の上で再現される。近親者間の互助・扶養の義務や禁忌など血縁関係にまつわる語彙が多用され、ラブダコス一族の近親殺・近親婚に焦点が当てられる一方で、親子の血縁関係を認識せずに禁忌を犯した O. と親子の血縁関係を認識した上で O. を追放した P. との違いが強調される。コロノスの Er. の聖域で O. が新たに呪う呪い (1370-95) は、ラブダコス一族の Er. との因縁から切り離され、息子たちの自分に対する態度への怒りと強く結び付けられる。Er. の聖域で O. が嘆願者として受容され、アポロンの神託通りに最期を迎えることにより、アッティカという文脈において O. が Er. との関係を新たに結び直す様が描かれていることを指摘したい。

本報告は属州ガリア・ナルボネンシスにおける碑文史料に焦点を当て、ウィクスやパグスといった都市周縁共同体が有したパトロネジを検討する。

団体のパトロネジを巡る従来の研究の大半は都市や組合を対象としたものであり、都市周縁共同体におけるパトロネジを対象とする研究はごく僅かである。また、それらの研究は専ら都市有力者による恵与行為を扱うものであり、その視点は都市という枠組みの中での社会的紐帯の在りように限定されていた。こうした問題は、都市周縁共同体が都市行政上の下部組織であり、都市に従属する立場にあったとの認識に因る部分も大きい。しかし、都市周縁共同体の自立性や都市との関係性を巡ってはなお議論があり、近年では、これら共同体の自立性と地方統治における役割を積極的に評価する研究も為されている。それを踏まえれば、これらの共同体が有したパトロネジについても、都市との関係性ありきではなく、共同体側の視点から再検討する必要がある。このような問題設定のもと、本報告は都市周縁共同体のパトロヌスに関わる3点の碑文を主に取り上げる。

まず検討するのは、ウィクス・アクアエ（現エクス＝レ＝バン）関連の碑文である。この碑文からは、ウィクスのパトロヌスが都市有力者ではなく、むしろ共同体と密接な関係を有する土着の有力者であり、その役割をみても、庇護者というよりはむしろ具体的な共同体運営に携わる内部構成員としての側面を強く有していたことがわかる。一方で、ウォコンティイ族の領域に存在した2つのウィクスは、植民市ユリア・ウィエンナ（現ヴィエンヌ）の有力者であり、ハドリアヌス帝による *adlectio* の対象となった人物をパトロヌスとして顕彰しているが、彼は他都市の人物である。こうした、顕著な社会的声望を有した人物との紐帯が都市周縁共同体にとっていかに重要なものであったかは、マッシリア近郊に存在したパグス関連の碑文から推し量ることができる。そこでは、水利権を巡る紛争においてパグスの住人の利害を代表し、属州総督や皇帝との折衝を担った被解放自由人が、パグスの住人によって顕彰されている。この人物がパグスのパトロヌスであったことは明記されていないが、都市周縁共同体におけるパトロヌスが同様の役割を期待されていたと想定することは十分に可能である。

これらの碑文からは、都市周縁共同体が有したパトロネジの対象が当該都市の有力者に限定されず、土着の有力者や他都市の有力者など多様であり、その役割も共同体運営への関与から帝国上位権力との折衝に至る幅広いものであった可能性を指摘しうる。こうしたパトロネジの在りようは、都市周縁共同体が様々なレベルでの利益に資する形で、都市有力者に限定された一元的な紐帯ではなく、他都市や帝国上層とも繋がりうる多元的な紐帯を自発的に取り結んでいたことを示唆するであろう。

## オウィディウス『変身物語』における furor と変身の関わり

服部桃子

オウィディウスが書いた叙事詩『変身物語』(以下、本作)は、ギリシャ・ローマ世界に伝わる約 250 の神話を変身という主題で結び合わせた作品である。「変身」はヘレニズム期以降、文学作品の主題として流行したが、本作はヘレニズム期の作品と比べると心理的描写が豊かで、変身後の姿を変身前の振る舞いや性格から説明していることが多い。ここから導き出される本作における変身の特徴は、「精神状態が肉体にまで顕現して目に見える形になったものであること(Hershkowitz)」、いわば肉体と精神との間に生じた不均衡を修正するものとなっていることが多いということである。そして、変身直前にある感情の昂りは「狂気」とも言い表されることもある。

本発表では「狂気」を表すラテン語の中でも furor という単語に着目し、本作における 3 つのエピソード——弟パエトンを亡くした太陽神の娘たち(2.329-366)、ラトナ女神の怒りを買って子どもたちを全員殺されたニオベ(6.146-312)、実兄に恋をしてしまったビュブリス(9.450-665)——を例として取り上げ、furor と変身が本作の中でどのように関わり合っているかを検討する。本作における変身の大半は神の怒りや憐れみによって引き起こされるが、これらの女性たちはいずれも極度の悲しみのゆえに神の力によらずに変身した者たちである。しかし、変身直前にあった感情の昂ぶり自体が furor という言葉で表現されているのはビュブリスだけである。ニオベの場合は変身を起こすきっかけとなった出来事が彼女の言動に起因しており、その言動は furor によると読み取ることができる。そして、太陽神の娘たちは furor とは関係せずに変身を遂げている。このように furor という単語の用いられ方と変身という現象の関わりは三者三様であり、この違いについて考察するのが本発表の目的である。

本作と同じくローマの叙事詩である『アエネーイス』においては、furor は pietas と対立する概念だという指摘がある。たしかに furor に駆られたディードーやアエネーアスは、自身に課せられた責務や道徳に反した行動を取っている。furor がそのような社会的逸脱をもたらすものであるという点は本作にも共通する。しかし、オウィディウスが本作執筆より前には恋愛エレゲイア詩の作家であったことも考慮すると、furor の別の側面も見えてくる。恋愛詩における furor は「恋」を表す言葉のひとつであり、それはときに恋人への暴力といった非道な行為をもたらすものとして描かれるとしても、必ずしも否定的なニュアンスばかりを持つものではなかった。『アエネーイス』におけるディードーの furor が悲劇的な結末をもたらしたのとは対照的である。このようなそれぞれのジャンルにおける furor の特徴も視野に入れつつ、本作特有の furor の性質についても探っていきたい。

キケロ『国家について』の主題のひとつは「最善の国制」の規定である。本稿は、キケロがある種の混合政体を最善の国制だと主張する理由を明らかにする。

キケロは本著作の執筆以前より「知恵と政治権力の一致」をプラトンの思想として捉えており、同趣旨の考えが本著作の第1巻において単純国制のうち最善のものとして王制が称賛される箇所に見られる(1.56-68)。そこで解釈上の問題が生じる。王制よりも混合政体のほうがいっそう優れているとキケロが考えるのはなぜか、換言すれば、知恵による支配というプラトンの理念を表現する王制はいかなる点で混合政体より劣るとされるのかという問題である。

これについて、王制を実現不可能ながら理論的には最善の国制として位置づける解釈が古くから存在する(Pöschlを代表とし、近年ではAtkinsが追随する)。すなわち、公正で知恵をそなえた一人の人物に対して自由をすすんで放棄した民衆が国家を移譲する「王制それ自体のあり方」には欠点がない。しかし、ひとたび民衆が自由を味わったときに民衆が正しい王を追放して僭主を選び出すという変化をはばむことができない。それゆえ、国制の一部に王制的部分を取り入れつつ同時に民衆にあらかじめ一定程度の自由を与えておく混合政体が、「妥協物」(いわば擬似的な王制)として必要である、という解釈である。

本稿はまず、キケロがタルクイニウス・スペルブスの実例を用いて、王制の墮落の原因を「王制それ自体のあり方」から切り離し民衆に帰する見方を批判している(2.50-51)ことを示し、この解釈を退ける。続いて、第2巻末(2.69)で協和(concordia)概念を用いて述べられる混合政体の特徴について、キケロがそれを何と対立するものと理解しているかを『国家について』内外の資料にもとづいて示すことを通じて、その意味を明らかにする。具体的には、キケロは指導者階級の権威に民衆の自由が積極的に貢献することを理由として、民衆の自由が協和のために必要だという自身の考えを先行する他の閥族派的主張に対抗して打ちだしている。最後に、この特徴をもつ混合政体における政治家の役割をキケロがどう理解しているかを、弁論術やアカデメシア派の懐疑主義的な認識論の背景のもとで考察する。

以上より次の二点を結論する。第一に、『国家について』においてキケロは、特定の種類の混合政体に固有の特徴をもって最善の国制を規定している。すなわち、自由な民衆が指導者の権威を自発的に承認する仕方で成立する広範な範囲の市民の合意を通じた国家の協和という特徴である。第二に、本著作においてキケロは、知恵による支配というプラトンの理念は王制を特徴づけるものであり、最善の国制の特徴づけとしては不十分だと考えている。キケロの混合政体は理想的王制の妥協物ではなく、むしろ先行ギリシア哲学が提示した理想に対する批判の先に提示された別の理想である。

前4世紀アテナイでは穀物供給が深刻な課題とされており、海上交易にかかわる様々な司法制度が整備されていたことが知られる。ところが、従来の研究はこのような制度の存在を指摘するにとどまり、その実際の運用面にはほとんど目を向けてこなかった。そのため、これらが本当に機能していたのかについても、十分に検証されていない状況にあるのである。本報告はこうした問題点をふまえて、司法制度の中でも特に穀物輸送関連法に焦点を絞り、その運用面を明らかにすることを目的とする。

穀物輸送関連法とは、アテナイ以外の場所に穀物を輸送したり、そのような商船に融資したりすることを、アテナイに居住する者たちに対して禁止した法である。そして、この法に違反する者があれば、市民の誰でも自由に公訴の手続きで告発を行うことができた。

ところが、史料から得られる情報を整理してみると、この法が実際にどれだけの効力を持っていたのかには疑問の余地がある。第一に、上述のように違法行為の告発は市民にゆだねられていたが、公訴は告発者自身も大きなリスクを負うことから、多くの者たちは告発に消極的であった。また、アテナイには商人をむやみに訴えることを禁止する法も存在したため、商業に関しては特にその傾向が強かったとみられる。第二に、この法は市民や在留外国人といったアテナイ居住者のみに適用されたが、実際には、商人の多くはアテナイに一時的にしか滞在しない者たちであった。従って、この法では彼らの行動を規制することができなかつた可能性があるのである。

以上のように、穀物輸送関連法には制度上いくつかの限界が存在していた。そのため、この法が本当に機能していたとするならば、こうした点をいかにして乗り越えていたのかについて説明する必要があるといえよう。さて、このような問題意識のもと法廷弁論を詳細に検討していくと、次のような像が浮かび上がってきた。まず、違法行為が実際に告発されたり、告発が懸念されたりしている事例が複数確認できることから、この法が決して形骸化していたわけではないことが読みとれる。その一方で、この法への違反が問題視されている事例の多くは、違法行為そのものを公訴で訴えたものではなく、他の名目で告発された私訴の中での余罪追求であったことが判明した。

興味深いのは、こうした私訴の中での言及という形をとる場合、上述のような制度上の限界が克服されているという点である。第一に、私訴は市民でなくとも提起することができたため、幅広い層が低いリスクで違法行為を摘発することが可能であった。第二に、直接の規制対象とはなっていなかった、一時滞在の外国人が行った違法行為に関しても、批判を加えることができた。つまり、穀物輸送関連法は、公訴という制度的な枠組みに縛られずに運用されることによって、商人の行動を規制するという本来の機能を実現できていたのである。

ローマ建国の祖とされる双子、ロムルスとレムスの誕生とそれに続く物語は、神話上の貴種流離譚における典型とされる。とりわけ双子を拾い育てた雌狼はその後ローマ人自身、あるいは彼らと相対する他民族にとっても、ローマを象徴する存在であり続けた。例えば紀元前1世紀にローマと矛を交えたポントス王ミトリダテスは、ローマ人の貪欲の由来を建国の祖らの育ての親の動物の性質に結び付けて非難する（ポンペイウス・トログス『地中海世界史』38巻）。

しかしこの建国の祖にまつわる貴種流離譚は、ギリシアや中東の神話にその祖型を持ち、ローマの双子にあたる後の王を拾う動物も、雌鹿、雌犬そして雌熊などの原型をもっていた可能性が、J.B.カーターやA.ローゼンベルグ以来さまざまに想定されてきた。J.G.フレイザーのように、この逸話の文学的伝統を辿ることは不要と考える者もいたが、この神話には何らかの原型があったという想定は概ね研究者に共有されつつも、その伝承の形成と変遷過程に決定的な定説があるとは言えないのが今日の状況であろう。

本報告では、現在われわれが手にしている神話が形成される前段階において、双子を拾い育てた動物が狼ではなく熊であった可能性を提示し、こうした研究史に一片の貢献を図りたい。そのため報告者は、神話の漠然とした類似点のみを根拠とせず、共和政期・帝政初期に成立した双子の受難と救援を語るテキストに残る、雌熊による庇護と保育の痕跡を示す箇所を提示する。

検討の対象となるのは主に、ウェルギリウス『アエネイス』第8歌とオウィディウス『祭暦』第2巻の関連テキストである。両者は遺棄された双子を拾い救った雌狼を描写する際、古代ギリシア・ローマ期に、雌熊特有の子育て方法とみなされていた行動を、なぜか雌狼に適用する。本報告では、指摘される雌狼の行動が、古代地中海人にとって狼のものではなく、熊特有の生態と信じられていたことを、アリストテレス『動物誌』、大プリニウス『博物誌』、プルタルコス『倫理論集』、さらにはオウィディウスのもう一つの作品『変身物語』を比較検討することによって確認する。加えて、ローマ建国神話が明らかに影響を受けているトロイア戦争神話の系譜のなかでも、パリに付与された貴種流離譚においては、王子が雌熊に育てられたとするバリエーションがアポロドロスによって採用されていることを指摘し、ローマ建国神話伝承への影響を検討する。

## Ummidia Quadratilla の仲間たち

— ローマ世界における女性の公的主体 (public agency) とその変容

足立広明

本発表は、Riet van Bremen, *The Limits of Participation : Women and Civic Life in the Greek East in the Hellenistic and Roman Period* (Amsterdam, 1996)や、その影響を受けた Emily A. Hemelrijk, *Hidden Lives, Public Personae : Women and Civic Life in the Roman West* (Oxford, 2015)などを参考に、従来の法史料と文学作品を中心として作り上げられた女性像を見直し、碑文史料などに現れる地方の女性たちの姿からローマ世界の女性たちの「公的主体」(public agency)の復元を試みるものである。

小プリニウスの書簡に現れる女性 Ummidia Quadratilla は、孫の教育を彼に任せて自分は黙劇役者に夢中の怠惰な女性として描かれている。しかし、彼女にはもうひとつ別の顔があった。それはイタリア中南部の都市 Casinum の女性パトロンとしての顔である。彼女はこの Casinum 市で人生の大半を過ごした。同市の碑文史料によると、彼女は自らの資金で神殿や円形劇場を建設し (CIL10,5183 et al: Ummidia C[ai] f[ilia] Quadratilla ampitheatrum et templum Casinatibus sua pecunia fecit.)、市参事会 (decuriones) や民衆、それに女性たちに饗宴を提供したという。また、プリニウスの別の箇所では彼女の提供する黙劇を劇場の民衆は歓呼して迎えたと記され (第 7 巻 24 章 7 節)、彼女は「女性の第一人者」(princeps femina) と位置付けられている。つまり、彼女が黙劇役者を引き連れていたのは怠惰な遊興ではなく、公的性格を帯びていたとも考えられるのである。

Hemelrijk は Ummidia を彼女の計算で 338 例見出される Civic Benefactresses の顕著な事例として位置付けている。神官など元首政期ラテン語碑文から女性たちの公的役割が認められる事例は厳選しても 1400 余りあるという。Hemelrijk によれば首都ローマが特殊なのであって、地方都市において女性は公的役割の一翼を確かに担っていたのである。こうした見方は彼女に限定されたものでなく、先行する Riet van Bremen の東方ギリシア語圏に関する研究を皮切りに、現在大きな趨勢となっている。

女性たちは私的モラルと公的モラルの重なりあう古代世界において、プディキティアやソーフローシュネーなどの美德を発揮するという名目で公的舞台に現れ、賞賛されることが可能であった。やがて都市制度は変容し、碑文慣習も廃れるが、女性たちは新たに登場したキリスト教に適合して自らのアイデンティティを変容させ、修道運動や慈善活動を通じて社会的権威を広げ、古典文化を次世代に継承する上で大きな役割を果たすことになる。

シリア・アラビア・アルメニアの伝承における『ゲオーポニカ』  
——ユニウスおよびアナトリオスの農書と  
『ゲオーポニカ』第2書との連関について

伊藤 正

『ゲオーポニカ』は950年頃、ビザンツ皇帝コンスタンティノス7世の命で編纂された農書である。本書の編纂者は6世紀のCassianus Bassus Scholasticusの『農業に関する選集』Περὶ γεωργίας ἐκλογαί (以下、『選集』)を基にこれを編纂し、本書に現行の表題を付した結果、爾来本書はその名で呼ばれることになる。また、Cassianus Bassus自身は4世紀の二つの農書を彼の『選集』の底本にしたとされる。そのうちの一つは、Anatoliosの12書から成るΣυναγωγὴ γεωργικῶν ἐπιτηδεύματων (以下、Σ.と略記)である。残念ながら、この書のギリシア語原典は現存しないが、幸いにも8世紀末(179/795年)にギリシア語原典からアラビア語に翻訳され、今日Kitāb filāḥat al-arḍ li-Anatūliūs(=Anatolios)『アナトリオスの土地の農書』として現存する(Sbath)。また、Σ.は5乃至6世紀にSergiusによってシリア語に翻訳され、この版は表題Ktābā d-akkārūtā d-Yunius『ユニウスの農書』を有する(Ullmann 431)。さらに、シリア語版はアラビア語に翻訳され、この第2のアラビア語版(Mašhad Riḍā 5762)もYuniusの名をもつ。中世末期にこのアラビア語版がさらにアルメニア語に翻訳された。アルメニア語版の表題はԳԻՐԲ ՎԱՍՏԱԿՈՑ『仕事の書』で、1877年にヴェネツィアで出版された。この版も著者名としてBonios(=Yunius)をもつ。

本発表において、『ゲオーポニカ』第2書とYuniusおよびAnatūliūsの農書の内容を比較研究し、『ゲオーポニカ』第2書と両書の文献学的な連関を明らかにする。その際、論証の手立てとして、イブン・アルアッワーム(1179年没)等のイスラム農書を用いる。研究成果として、1. 大英博物館所蔵のシリア語版農書(BL Add.14662)は明らかにYuniusの農書であるということ、2. 『ゲオーポニカ』第2書はその多くが(全49章中38章が)Anatūliūsからではなく、Yuniusの農書からの抜粋であるということ、残り11の章は別の書物からの抜粋であるということ、3. 従来、ユニウスとアナトリオスは同一人物であると見なされてきたが、ユニウスの農書とアナトリオスの農書間には書式・文体・内容等に相違があり、さらに双方に見解の相違がみられることから、両書は同一人物が著した同一の書ではないということ、つまり、両人は別人であり、ユニウスの書はユニウスの、アナトリオスの書はアナトリオスの、それぞれ別個の著作であるということ、したがって、4. シリア語版『ユニウスの農書』のギリシア語原典はおそらくΣ.ではなく、それ以外のギリシア語原典(X)を想定しなければならないということ、また、シリア語訳はXからの忠実な逐語訳であるということ、5. そのシリア語訳から、第2のアラビア語訳が、第2のアラビア語訳からアルメニア語訳が生じたということ、6. 『ユニウスの農書』のXを底本の一つとして6世紀にCassianus Bassusの『選集』が編纂され、さらに『選集』を基に10世紀中葉に『ゲオーポニカ』が編纂された可能性が高いことを明らかにする。